

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 令和 7 年度 ）

住 所 神奈川県横浜市西区高島 1－2－8

事業者名 京浜急行バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 森 明裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車両	・一般乗合車両は31両のノンステップバスを購入する計画。 ・空港連絡バスのバリアフリー車両の導入計画なし。	計画通り31両購入 保有率 94.4% （対前年＋0.5）

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車両における車椅子スペースおよびスロープ板	バス車内の車椅子スペース跳ね上げシート，車椅子固定装置やスロープ板・車椅子利用者向け降車合図装置等，機能維持のための定期的な点検，必要に応じた整備を継続的に実施。	法定点検・定期点検で点検整備の実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バス停上屋・ベンチの整備	・バス停上屋やベンチの保守や必要に応じた整備の実施 ・点字ブロックのあるバス停留所は，乗客の列が点字ブロックに干渉しない並び方の推奨やお願い文の掲示	バス停上屋およびベンチの保守や整備，お願い文の掲示は継続的におこなっている。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
バス停 総合案内板	・利用者の多いバス停，ターミナルに液晶可変式の総合案内板の設置を検討。	ターミナル駅にバス停総合案内板を 1 基設置。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の講習	・NPO法人によるバリアフリー教室の実施。 ・主に乗務員を対象に車椅子利用者・障がい者の方の乗降支援に関する講習を営業所で定期的におこなう。 ・路線沿線にある障がい者施設に通う方に、バス車内でのマナー向上を目的とした講習会を当該施設、自治体と連携しておこなう計画。	バリアフリー教室・車椅子利用者・障がい者の方の乗降支援講習の実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両における適切な表示	・バスの車内放送や可変式液晶表示等で、乗降停車時や車内移動時の転倒事故防止や車内マナーの広報・啓発活動を継続しておこなう。 ・マンネリ化しない様に車内放送に変化をつけて利用者の意識向上を促す。	車内放送および可変式液晶表示器を活用し、利用者の意識向上を促す案内をおこなった。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・営業所の建て替えをおこない、バリアフリーに配慮し、エレベーターを設置した。 ・電話・メール等で寄せられた利用者の意見を社内共有し、今後の改善(工夫・配慮)に活用した。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	787	609	572	34	3		3	178	178		2	0			
年度内に 供用を開 始した車 両数	45	31	31	0	0		0	14	0		0	0			
年度内に 供用を廃 止した車 両数	-52	-36	-33	-1	-2		-2	-16	0		0	0			
年度末車 両数	780	604	570	33	1		1	176	176		2	0			

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。